

商店街をもっと見る。もっと知る。

京都商店街新聞

KYOTO SHOPPING DISTRICT PRESS

発行 | 京都府商店街振興組合連合会 〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 (京都経済センター3 階) TEL (075)-342-0301 FAX (075)-342-0302 URL <https://syouren.or.jp>

CONTENTS

インタビュー：ほいっと七条 | 京都の商店街をみつめる：ほいっと七条・四条大宮商店街振興組合 | 商店街のひと | 身近にできる！商店街のSDGs 知恵袋：SDGsロゴマークの使用方法編 | 事業承継と相続 | and more...

事業の継続に向けて

事務局がない5つの商店街が協力し、地域に定着する「プレミアム付き商品券」の事業を継続する秘訣とは。

ほいっと七条
はなむら きんいち
代表 花村 錦一さん

取材・写真・文／藤田 直己

“ほいっと七条”は、七条センター商店街、七条千本繁栄会、七条中央サービス会、七西甲子会、西七繁栄会の5つの商店街で構成され、商店街同士が連携して事業を進めてきました。その内の事業の1つ「七条通 5 商店街プレミアム付き商品券」の発行が好評を博し、販売促進に繋がっています。

今回はプレミアム付き商品券事業の詳しい内容とその成功の秘訣を、代表の花村さんにお伺いしました。

ープレミアム付き商品券販売事業を始めたきっかけと、その特徴は何ですか。

プレミアム付き商品券販売事業は 10 年以上前から行ってきたもので、商店街周辺にスーパーマーケットなど様々な商業施設がある中で、商店街の売上をどのようにして維持、伸長するかを考えて生まれました。

“ほいっと七条”の役員様に集まってもらい、年 1 回

10月1日～翌年1月31日にかけて3箇所の売り場にて商品券の販売を行っています。

プレミアム付き商品券は、お客様の購入額よりも 10% 上乗せした値段の商品券を購入することができます。

ー 10% 上乗せした分は、どのようにご負担されているのでしょうか。

京都府からの補助金、会員の皆さんによる負担金などと、手持ちの運転資金によって進めています。本年度は京都府の補助金は 1/3、運転資金 2/3 で行っています。会員様は、商品券の売上に応じて、正会員が 3%、非正規会員が 7% の負担をいただいています。また、補助金は事業推進に重要ですが、地域の活性化に向けて事業を進めることが目的であって、補助金はその事業推進のための 1 つの手段であるという認識です。

ーお客様からどのような反応がありましたか。

大変ご好評をいただきました。特に、年末年始の消費が旺盛な時期に実質 10% 割引で品物を購入できるのは大きな魅力になっていると考えます。今では、お客様に広く浸透し、プレミアム付き商品券の購入予定の方々も増え、地域に定着した事業となっています。

地域・商店街の活性化に向けた事業を進めていく中で、入念な準備とお客様目線での理解が、継続につながっているのではないかと感じました。また、新しい事業を進めていくには資金集めが重要となります。しかし、それ自体が目的になってはいけないということも解りました。

●ほいっと七条 | 株式会社でんきの大京チェーン本店 | 〒600-8878 京都府京都市下京区西七条北西野町 38-4 | ☎ 075・313・7136 | URL : <http://www.hoitto.gr.jp/>

京都の商店街をみつめる①



左から市原さん、北尾さん、小寺さん、花村さん



七条通 5 商店街プレミアム付き商品券販売の様子

七条通を志でつなぐ「報・連・相」-事務局を設けず事業を継続する-

ほいっと七条 | 花村 錦一さん・市原 偕美さん・小寺 龍雄さん・北尾 公保さん

プレミアム商品券販売事業を行っている“ほいっと七条”ですが、こちらでは商店街全体に事務局を設けていません。事務局のある商店街でも事業をするのも大変だと聞く中で、事務局を設けず、どのように打ち合わせや連絡を行って事業を進めているのかについて、引き続き代表の花村さん、同じく“ほいっと七条”かつ合同会社 KICS (様々な商店街と連携して共同クレジットカード事業、共同物流事業、インターネット事業を行っている) の協議会委員の市原さん、小寺さん、北尾さんにお伺いしたことをまとめました。

“ほいっと七条”は、複数の商店街が所属する連合組織であるため、それぞれの商店街に会長がいっぱいいます。会長全員が予定を合わせることは難しいため、メールや電話での連絡を取りつつ、こまめに会長間で報告書を文書で作成し、連携を取っています。報告書ができあがり次第、必要な分部数を各店舗に配り、その際に承諾が必要な件をご確認いただきます。この形態を長年続けられ、“ほいっと七条”の代表である花村さんと、会計の小寺さんが文

書の取りまとめを行なわれておられます。また、KICS によるカード一括処理や IT 面のサポートにより、電子決済や物流事業などのネット環境をしつかりと構築してきました。これにより、商店街間のつながりが更に広がり、忌憚なく意見交換できる土壌ができました。

このように事務局が無くても、幅広い分野で連携し合えることが、情報を綿密かつ素早く伝えられることにつながっていると感じました。それぞれの商店街が多忙中、時間を合わせなくとも、スムーズに事業を進められていることが分かります。また近年、オンライン会議などインターネットを活用した打ち合わせが様々な場所で導入され、伝達手段が多様化しています。対面とオンライン、紙媒体と電子媒体、それぞれの特徴を理解することでどの連絡手段が一番よいか考えてみるのも良いかもしれませんね。

●ほいっと七条 | 株式会社でんきの大京チェーン本店 | 〒600-8878 京都府京都市下京区西七条北西野町 38-4 | ☎ 075・313・7136 | URL : <http://www.hoitto.gr.jp/>

商店街の「強み」を活かす -従来のやり方に捉われない、新たな商店街へ-

四条大宮商店街振興組合 理事長 | いしだ てつお 石田 哲雄さん

観光地や公共施設の重要な起点、“四条大宮商店街”。その理事長として約 30 年の長きにわたり、ご活躍されている石田理事長に、運営方針や今後の取り組みについてお伺いしました。

ー今まで理事長としての運営方針をお聞かせください。

四条大宮は、古くから交通の要衝として栄えていました。観光地へのアクセスに必要な多くの路線バスや、鉄道路線が所在しています。この特長を生かして世界中から観光客を集めていくという方針を採ってきました。また、かつて四条大宮は B 級グルメ中心の飲食街でしたが、大手ホテルチェーンや民泊の建設が進み、現在は宿泊施設も充実した街になりました。

現在 SNS とリアルを持ち合わせた現代の地図作りを計画しております。作成した地図に掲載された宿泊施設をご利用になられたお客様を、他の飲食店や加盟店へと回遊を図り、売り上げアップの相乗効果を狙っています。

ー今後の取り組みについてお聞かせください。

四条大宮商店街では主に「人」、「物」、「お金」の 3 要素の充実に取り組んでいます。まず「人」では、行政

や企業と連携した地域おこしに取り組んでいます。また NPO 法人や自治会、一般の市民の方も集め、商店街と共に働く人材づくりを目指しています。特に教育機関との連携が大事だと考えています。これにより、IT や DX に強い若者の感性で、新しいアイデアや技術を提供してもらうことが期待できます。次に「物」では、外国人観光客向けの公衆 Wi-Fi の設置や地域内への防犯カメラの設置、交通量の多い四条通へのポラード (車止め) の設置などを行ってきました。今後もこういったまちづくりに注視していきたいと考えます。最後に「お金」では、活動資金が必要な場合は、クラウドファンディングを通じて様々な方からお金を提供してもらい、資金の確保を考えています。

従来のやり方にとらわれず、広い間口から商店街の活動を進めていく積極性を感じました。このように視点を変えて別の角度から商店街の活動や準備を行うことが、商店街の活性化に繋がるのではないのでしょうか。

●四条大宮商店街振興組合 | 〒600-8009 | ☎ 075・821・4901 | URL : <https://www.facebook.com/warm4jo>

京都の商店街をみつめる②



駅前の四条大宮あったか広場では多くのイベントが開催されている。

商店街のひと

● 税理士 石田 哲雄さん
税理士としても商店街を支えていく

大がりましたが、今後もどのような変わり目があるかわかりません。そのため、長年の蓄積された経験に加え、最新の動向などの幅広い知識をつけておくことが大事であると解りました。

● 石田哲雄税理士事務所 | 〒615-8294
京都市西京区松室地家町 16-7 |
☎ 090・3713・6107
“相続・M&A、助成金・補助金に強いです!”

に自然な返答することができます。昨今では企業業務代行への応用など、様々な分野で大きな注目を浴びています。

石田理事長は、四条大宮商店街の理事長である傍ら、税理士としても活動されています。今回は、税理士の観点からどのように商店街の活動に取り組まれているのかについて伺いました。

税理士として、商店街に対して主に資産的な内容についてサポートを行っています。特に、商店街の経営者が長く継続して営業していく知恵を授けることを重視しています。経営者が変わることが多い地域では、新しい経営者に引き継いでそれを理解してもらうことが難しくなるため、事業を継続して長年従事してもらうことが大事になり

ます。また多くの商店街は行政からの補助金や交付金に頼っていることが多いため、資金を自分たちで継続して確保することも重要になります。

また、税理士としてサポートを行っていく上で、商店街側としても、共に磨き合ってもらうことが重要です。税理士がついているとはいえ、それを活かす努力が伴わないとサポートが限定的になってしまいます。特に世の中の変わり目、つまり“ティッピング・ポイント”に対してもやっていくことができる十分な準備を行うことが大事になります。もう浪花節だけでは通用しません。

他にも、税理士はより研鑽が求められる時代にあると考えます。昨今、AI技術の発展により、ChatGPT*が急速に浸透しつつあります。これにより、我々税理士が今後不要になる可能性がある職業の1つとして危惧されています。そのため、商店街メンバーへ伝えていく力などを高め、一層努力していく必要があると意識しています。

税理士としての役割を十分に理解した上で、商店街の経営者と税理士との両方の経験があるからこそできる強みを感じました。

近年、新型コロナウイルスの感染拡

*ChatGPT（チャット GPT）とは？米国の人工知能研究機関「OpenAI」により開発された、AI を用いたチャットサービスのことです。人が入力した質問に対して、AI がまるで人間のよう

身近にできる！

商店街のSDGs 知恵袋

SDGsロゴマークの使用方法編

こんにちは！環境に対する意識改革に取り組んでいる大学生団体「ストレイト」です。今回は、そもそも SDGs とは何か SDGs のロゴマークの使用についてご紹介していきます。



SDGs のロゴマークは、広報や活動紹介、商品パッケージなどに使用することで、商店街の活動を知ってもらいやすく、環境意識のアピールにもなることが期待できます！ただし、一部使用には注意点がありますのでそちらも

ご紹介していきます。

SDGs とは、持続可能な開発目標ともいい、2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択されました。17 の目標が掲げられており、貧困やエネルギー問題、気候変動、パートナーシップなど様々な分野があります。2030 年までにこれらを達成することが世界的に求められています。そこで SDGs に対する認識を高めるため、SDGs 全体を表す 1 つのロゴと 17 の目標についてのアイコンが作成されました。

これらのロゴは、国際連合広報センターの「SDGs のポスター・ロゴ・アイコンおよびガイドライン」のサイトからダウンロードすることができます。基本的に自由にダウンロードすることができ、企業や担当者の登録は必

要ありません。ただし、商品にロゴマークを使用するなどの商業用途や、活動費用をまかなうための資金調達用途には、事前に国連による許可とライセンス契約が必要になります。またロゴマークのデザインを加工することは禁止されていますのでご注意ください。



今や生活するなかで、耳にしたり、様々な所でロゴマークを見かけたりする SDGs。先行事例を参考にしつつ、一

度ロゴマークの使用を検討してみてもいかがでしょうか。

次回も様々な取り組みについて紹介していきます。各商店街での SDGs の取り組みについて取材してほしいという商店街の皆様は、ぜひご連絡ください。どうぞお楽しみに！

SDGsのポスター・ロゴ・アイコン
およびガイドライン

URL | https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/



大学生団体 | ストレイト
代表 | 藤田 直己
E-mail: pianotaiko8021@gmail.com

事業承継と相続

事

業を次世代に引き継ぐ「事業承継」において、経営者の高齢化にもなう後継者不足問題、相続によるトラブルなどが起こっています。

京都府事業継承・引継ぎ支援センターの調査情報によると、京都府域では2020年から2021年にかけて企業の休廃業件数の増加率が、全国で1位となりました。これは休廃業・解散企業の経営者の平均年齢が80歳代の方の割合が増加した事により「あきらめ廃業」と言われる状況が休廃業件数に影響しています。また、お問い合わせ内容は、後継者候補・譲渡希望先・M&A（企業の合併・買収）に関しての相談が多く寄せられています。この問題に対して支援センターでは、京都府内の商工会議所や商工会との連携により情報提供及びマッチング支援が行われました。成功事例として、小売業の経営者が82歳という年齢から事業承継を検討するも、親族・従業員ともに事業を継ぐ意思がないことから第三者に事業を譲りたいと商工会議所に相談しました。その後、商工会議所と支援センターの連携により地元事業所同士の第三者承継が成約した成功事例があります。そのほかにも、商工会と支援センターの連携により、廃業せざるを得なくなったヨガスタジオの経営者と、創業希望者との第三者承継が成約しました。

ご相談窓口

京都府事業承継・引継ぎ支援
センター

075-353-7120

受付時間：平日9:00～17:00

〔事務局〕

京都商工会議所 中小企業支援部内
〒600-8565 京都市下京区四条通
室町東入 京都経済センター7階

国の事業承継支援策においても、2009年度の税制改正で「中小企業における経営の継承の円滑化に関する法律」に基づき「事業承継税制」が創設されました。「事業承継税制」を活用すれば、事業承継のために後継者が取得した自社株式にかかる贈与税・相続税について納税猶予を受けられ、その後一定期間にわたって要件を満たすと猶予された税額は免除されます。ただ、単純に全額免除されると思ってしまうと、大きな問題を抱える恐れがあります。制度のリスク、デメリットを理解した上で活用を検討しましょう。

高齢化が進む社会の中で、次世代へ事業や資産を引き継いでいくための課題はまだまだ存在します。その一方で、解決方法も多数存在します。自身の意向に沿った形で、次世代へ事業や財産をよりよい形で繋ぐために、今からできることを。

（出所）京都府事業承継・引継ぎ支援センター H P <http://www.kyoto.or.jp/keisyo/>

商店街 / 店主のみなさまへ

掲載情報・新聞編集メンバー・広告も。

現在、大募集中です。



「こんなん知らなかった!」、「これならやってみたいかも」、「これってどういうこと?」、「うちの自慢を記事に」、「後継者を探したい」、「編集に参加してみたい」などなど…… 商店街での取り組みやお悩み、情報を共有し、自分ごととして考える。そんな身近な商店街新聞をめざすために、京都の商店街・店主のみなさまからの情報を随時募集しています。ぜひお気軽にお問い合わせください!

(掲載枠には限りがありますので、あらかじめご了承ください。)

お問い合わせ先

■ 京都商店街新聞 編集部宛
E-mail / kyoto.shotengai.shinbun@gmail.com

お問い合わせ先の
メールアドレスは
こちら▶

